

豊島区狭小住戸集合住宅税条例

平成15年12月10日

条例第46号

(課税の根拠)

第1条 ゆとりある住宅及び住環境を実現するため、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第5条第3項の規定に基づき、狭小住戸集合住宅税を課する。

(用語)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 集合住宅 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物のうち、共同住宅又は長屋の用途に供するもの(その他の用途を併用するものを含む。)をいう。
- (2) 狭小住戸 集合住宅における1住戸の専用面積が29平方メートル未満のものをいう。
- (3) 建築等 建築基準法第2条第13号に規定する建築、同条第14号に規定する大規模の修繕、同条第15号に規定する大規模の模様替、同法第6条第1項及び第6条の2第1項に規定する計画の変更又は同法第87条第1項に規定する用途の変更をいう。
- (4) 建築主 集合住宅に関する建築等の工事の請負契約における注文者、請負契約によらないで自らその工事をする者又は用途の変更(建築基準法第87条第1項に規定する用途の変更に限る。)をする者をいう。

(専用面積の算出方法)

第3条 前条第2号に規定する1住戸の専用面積は、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第3号に規定する壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積を基準に算出し、ベランダ、バルコニー、パイプスペース及びメーターボックスの面積は含めないものとする。

(法等の適用)

第4条 狭小住戸集合住宅税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令及び豊島区特別区税条例(昭和39年豊島区条例第34号)の定めるところによる。この場合において、同条例第3条第1項中「4 鉱産税」とあるのは「/4 鉱産税/5 狭小住戸集合住宅税/」と、同条例第3条の2第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び豊島区狭小住戸集合住宅税条例(平成15年豊島区条例第46号)」とする。

(納税義務者等)

第5条 狭小住戸集合住宅税は、豊島区の区域内(以下「区内」という。)における狭小住戸を有する集合住宅の建築等の行為に対し、区内に新たに生ずる集合住宅の狭小住戸の戸数を課税標準としてその建築主に課する。

(課税免除)

第6条 狭小住戸の数が8戸以下の建築等の行為には、狭小住戸集合住宅税を課さない。ただし、建築等の完了までの間に計画の変更等により建物全体の狭小住戸の戸数が8戸を超えることになる場合は、この限りでない。

(税率)

第7条 狭小住戸集合住宅税の税率は、1戸につき50万円とする。

(徴収の方法)

第8条 狭小住戸集合住宅税は、申告納付の方法によって徴収する。

(納税管理人)

第9条 納税義務者は、区内に住所、居所、事務所又は事業所(以下本項において「住所等」という。)を有しない場合においては、納付に関する一切の事項を処理させるため、東京都内に住所等を有する者(個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。)のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に納税管理人申告書を区長に提出し、又は東京都外に住所等を有する者(個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。)のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて、同日から10日以内に納税管理人承認申請書を区長に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また同様とし、その提出期限は、その異動を生じた日から10日を経過した日とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る狭小住戸集合住宅税の徴収の確保に支障がないことについて区長に申請書を提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から10日以内にその旨を区長に届け出なければならない。

(納税管理人に係る不申告に関する過料)

第10条 前条第2項の認定を受けていない納税義務者が前条第1項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、3万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、区長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発した日から10日以内とする。

(申告納付の手續)

第11条 狭小住戸集合住宅税を申告納付すべき納税者は、建築等の工事に着手した日(工事を伴わない用途の変更を行う場合は、その用途を変更した日)から2月以内に、課税標準たる戸数(以下「課税標準数」という。)及び税額その他規則で定める必要事項を記載した申告書を区長に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。

(期限後申告等)

第 12 条 前条の申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、第 14 条第 4 項の規定による決定の通知があるまでは、前条の規定によって申告納付することができる。

2 前条又は前項の申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準数又は税額を修正しなければならない場合においては、遅滞なく、規則で定める修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

3 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合は、当該税金に係る前条に規定する納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第 16 条第 2 項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年 14.6 パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

(納税義務者の不申告に関する過料)

第 13 条 納税義務者が、第 11 条の規定によって申告すべき事項について正当な事由がなく申告をしなかった場合においては、その者に対し、3 万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、区長が定める。

3 第 1 項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発した日から 10 日以内とする。

(更正及び決定)

第 14 条 区長は、第 11 条の申告書又は第 12 条第 2 項の修正申告書の提出があった場合において、申告又は修正申告に係る課税標準数又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正することができる。

2 区長は、納税者が前項の申告書を提出しなかった場合においては、その調査によって、申告すべき課税標準数及び税額を決定することができる。

3 区長は、前 2 項の規定によって更正し、又は決定した課税標準数又は税額について、調査によって、過大であることを発見した場合又は過少であり、かつ、過少であることが納税者の偽りその他不正の行為によるものであることを発見した場合に限り、これを更正することができる。

4 区長は、前 3 項の規定によって更正し、又は決定した場合においては、遅滞なく、これを納税者に通知するものとする。

(更正及び決定等に関する通知)

第 15 条 前条第 4 項の規定による狭小住戸集合住宅税の更正又は決定の通知、法第 688 条第 5 項の規定による狭小住戸集合住宅税の過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第 689 条第 4 項の規定による狭小住戸集合住宅税の重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書により行うものとする。

(平 19 条例 37・一部改正)

(更正及び決定に係る不足税額等)

第 16 条 狭小住戸集合住宅税の納税者は、前条の通知書により通知を受けた場合においては、当該通知に係る不足税額(更正による不足税額又は決定による税額をいう。次項において同じ。)又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額をそれぞれ当該通知書に記載された納期限までに納付しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に第 11 条に規定する納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

(減免)

第 17 条 区長は、狭小住戸集合住宅税の納税者が、次の各号のいずれかに掲げる集合住宅の建築等を行う場合は、規則で定めるところにより狭小住戸集合住宅税を減免することができる。

(1) 国又は地方公共団体が特定の政策目的のために行うとき。

(2) 区の特定の政策に基づく集合住宅として必要であると区長が認めるとき。

2 前項の規定により狭小住戸集合住宅税の減免を受けようとする者は、規則で定める申請書を区長に提出しなければならない。

3 区長は、前項の申請書の提出を受けた場合は、調査のうえ減免額を決定し、納税者に通知するものとする。

(委任)

第 18 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、法第 669 条の規定による総務大臣の同意を得た日以後、規則で定める日から施行する。

(平成 16 年規則第 46 号で平成 16 年 6 月 1 日から施行)

(適用)

2 この条例は、この条例の施行の日以後における建築等の行為に対して課すべき狭小住戸集合住宅税について適用する。

(見直し)

3 区長は、この条例の施行後 5 年ごとに、条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、この条例について検討を加え、その結果に基づいて条例の廃止その他必要な措置を講ずるものとする。

附 則(平成 19 年 7 月 3 日条例第 37 号)

この条例は、公布の日から施行する。